

平成15年度首都圏事業計画（案）

平成15年 7 月

国 土 交 通 省

目 次

I 平成15年度事業実施の方針等	1
------------------------	---

平成15年度に行おうとする事業

第1 宅地	14
1 都市再開発	
2 新市街地の整備	
3 工業用地	
4 筑波研究学園都市の整備	
第2 道路	16
1 高規格幹線道路	
2 地域高規格道路	
3 一般国道	
4 主要地方道	
5 街路	
6 新交通システム	
7 大規模自転車道	
8 道路事業調査	
第3 鉄道	21
1 新幹線鉄道	
2 東京圏の鉄道	
第4 飛行場	22
第5 港湾等	22
1 東京湾の重要港湾等	
2 東京湾外の重要港湾	
3 地方港湾	
第6 通信施設	24
1 郵便	
2 電気通信	

第7	公園、緑地等	24
	1 既成市街地及び近郊整備地帯	
	2 都市開発区域	
第8	水道及び工業用水道	25
	1 水道	
	2 工業用水道	
第9	下水道及び廃棄物処理施設	25
	1 下水道	
	2 廃棄物処理施設	
第10	水資源の開発	27
第11	河川、海岸等	27
	1 河川	
	2 海岸保全施設等	
	3 砂防設備、地すべり防止施設等	
	4 森林の保安施設	
第12	住宅等	31
第13	教育文化施設等	32
	1 学校教育施設	
	2 社会教育施設及び文化活動施設	
	3 職業訓練施設	
	4 文化財の保存のための施設	
第14	中央卸売市場	33
第15	病院等	33
第16	社会福祉施設	33
第17	駐車場	33
第18	防災	33
	1 宅地・住宅	
	2 道路	
	3 鉄道	
	4 港湾	
	5 通信施設	

- 6 公園、緑地等
- 7 水道
- 8 下水道
- 9 ダム等
- 10 河川、海岸等

平成15年度事業実施の方針等

我が国は、社会・経済情勢が大きな転換期を迎える中で、人々の価値観や働き方・暮らし方の多様化、少子高齢化の進行、情報化・国際化の進展、環境に関する取組の必要性の増大と、これまでにない様々な変化に直面している。

また、首都圏には、大都市問題が依然として存在し、都市の持つ利便性・快適性を低下させていることに加え、本来、都市が持つべき魅力の減退につながっていることから、首都圏を豊かで快適な、かつ活力に満ちあふれた大都市圏に再生していくことが求められている。

これらの諸課題を踏まえ、今後の首都圏の歩むべき指針として、平成11年3月に「第5次首都圏基本計画」を策定した。また、平成13年度から平成17年度までの5年間の各種施設整備に関し、その根幹となるべきものを定めた「首都圏整備計画」を策定した。

首都圏基本計画等においては、今後とも首都圏が我が国を牽引しつつ、国際競争力を維持し、我が国の活力を創出する地域として発展していくため、諸機能の充実・強化を図ることとしている。これとともに、首都圏の全体構造として東京中心部への過度の依存を緩和し、各地域の拠点的な都市を中心に諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域の形成と、それらの地域の相互の連携・交流によって機能を高めあう「分散型ネットワーク構造」の形成を目指すこととしている。

近年、首都圏の広域連携の拠点となる業務核都市等において、拠点性が向上しており、東京都区部に大きく依存した放射方向の地域構造から、分散型ネットワーク構造の形成へと進展しつつあるものと考えられる。

また、「21世紀の新しい都市創造」、「20世紀の負の遺産の解消」の2つの視点を踏まえ、都市再生に関する総合的な施策である「都市再生プロジェクト」が推進されるなど、都市の再生に向けた取組が行われている。都市再生プロジェクトでは、基幹的広域防災拠点の整備、国際交流・物流機能や交通機能の強化等に加え、持続発展可能な社会の実現、自然と共生した社会の形成を図ることとしている。

今年度の首都圏整備に当たっては、第5次首都圏基本計画の目標である「我が国

の活力創出に資する自由な活動の場の整備」、「個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現」、「環境と共生する首都圏の実現」、「安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成」、「将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造」に向けた分散型ネットワーク構造の実現を図るため、下記の主要事業を推進する。

なお、首都機能移転については、現在、国会において大局的な観点から移転について検討が進められており、その推移を見守る必要がある。

1 我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備

(主要課題)

国際化や世界規模での競争が激化する中、首都圏が引き続き我が国の発展に寄与し、世界の中核都市としての役割を担っていくために、地域が環境、文化、交通、情報等、多様な魅力を持ち、様々な活動が行われやすい場を形成する。

(1)国際的な魅力を備えた事業環境の形成

我が国の都市が国際的な都市間競争にさらされている中で、長期の経済低迷、企業や工場の海外移転の進展等、中枢機能が集積している首都圏の国際的地位が相対的に低下している。

このような状況の中、利便性・効率性が高く国際的な魅力を備えた事業環境の形成、経済活力の維持と雇用の安定を確保するため、規制緩和の推進による自由な事業環境の整備、高コスト構造の是正及び産業基盤の整備を推進する必要がある。

また、首都圏における製造業は、新しい技術や製品を生み出す基盤となる研究・開発・試作の比重を高めており、これら製造業の集積による新規産業の苗床としての機能を活用し、新たな産業の創出・育成を推進する。

(2)活力創出に資する諸機能の展開

様々な活動が行われやすい場を整備するために以下の諸機能の展開を図る。

国の行政機関等の移転や業務機能の分散を引き続き進めるとともに、工業機能

については、既成市街地における過度の集中抑制等に配慮しつつ、活力ある製造業の構築と国際競争力の強化を図る。

また、個人、企業、NPO等の活動領域の広がりを受け、これらの多様な主体の交流のための場づくり、文化機能の維持向上を図る。

研究開発機能については、産学官の研究交流の活性化、生活・居住環境の整備等を推進し、高度な研究開発拠点地域の整備を図る。大学等高等教育機能については、優れた研究者や高度な専門的知識を持つ人材を養成する機関としての役割が期待されていることから、大学機能の再編と高度化を図るとともに、地域住民の生涯学習ニーズに対応した社会的サービス機能の向上を図る。

商業機能については、中心市街地における商業集積が地域コミュニティの核としての役割を果たしていることから、その整備を地方公共団体等の自主性をいかしたまちづくりの一環として行うことにより、活性化を推進する。

交通機能については、国内外の交流や圏域内の連携、都市内の活動を支える機能として、円滑で安全、快適な交通体系の形成を図る。また、物流機能については、交通結節点を中心とする物流拠点や増大する輸入貨物に対応する社会資本の整備を推進する。

農林水産業機能については、消費地に近接する立地条件をいかして施設野菜等の収益性の高い農業を確立するとともに、地域特性に応じた農業を展開し、安全な食料を安定的に供給する場の形成を図る。

(主要事業)

平成15年度においては「我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備」を目指す観点から、下記の主要事業を推進する。

新産業の創出や工業生産機能の高度化を図るため、宇都宮テクノポリスセンター（栃木県）等の開発を推進する。

公共施設の整備改善等により、多摩地域における業務核都市の形成を図るため、国の機関の移転等が進められている立川基地跡地関連地区（立川市）における土地地区画整理事業を推進する。

筑波研究学園都市を科学技術創造立国に向けた世界的な科学技術中枢拠点都市とするための試験研究施設等の整備を推進する。

教育文化水準の向上及び振興を図るため、神奈川県立保健福祉大学を開学する

とともに、都立新大学（仮称）等の開学に向けて準備を進める。

業務、商業、文化、居住等の施設建設の誘導により多機能都市空間の形成を図るため、汐留地区（港区）における土地区画整理事業を推進する。

国内外の交流を支える機能として、新東京国際空港等の整備や国際海上コンテナターミナルの完成を図る。また、都市内の活動を支える交通体系として、道路網の整備や鉄道の整備を推進する。

生鮮食料品等の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図るため、新たに横浜市中央卸売市場本場の施設の整備拡充に着手する。

2 個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現

（主要課題）

個人の情報収集・蓄積・発信能力が高まり、その社会的影響力が大きくなっていく中で、今後の首都圏整備においては、個人、NPOの活動を積極的に取り入れるとともに、女性、高齢者等の活動を支援する。

首都圏においては、団塊の世代の高齢化に伴い急激に高齢化が進展する。そのような中、専門的・技術的職業の就業者を確保するためには、長期にわたる就業経験から身に付けた高齢者の知識や技術を活用することが重要である。

高齢者の社会的活動や日常活動を支援する方策として、高齢者向け住宅の整備、民間・公共施設におけるバリアフリー化及び都市内における安全かつ円滑な移動の確保を進める。

さらに、就労等における女性の社会進出意識が強まる中で、就業等の社会生活と育児等の家庭生活を両立する上での時間的制約を軽減するために、職住近接型のまちづくりを進めるとともに、SOHO・テレワーク等の就業形態の多様化に対応できる情報基盤の整備を行う。

（主要事業）

平成15年度においては「個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現」を目指す観点から、下記の主要事業を推進する。

福祉・文化施設を含めた生活拠点の整備のため、南青山一丁目地区（港区）に

おける公営住宅建替事業を推進する。

高齢者にとって暮らしやすいまちとするために、民間・公共施設におけるバリアフリー化を推進する。

S O H Oやテレワーク等、多様な就業形態の拡大、進展に対応した、アクセス網の光化の促進や局内通信装置の設置等、必要な施設の整備を推進する。

3 環境と共生する首都圏の実現

(主要課題)

環境負荷の低減、自然循環の回復及び個人の健康と快適性の向上を重視した持続可能な社会を実現する地域整備と、それにふさわしい生活様式の創造を図ることにより、環境と共生する首都圏を実現する。

(1)水と緑の保全・創出

これまで首都圏では、市街地の拡大により都市的土地利用が拡大してきたが、今後は、人口減少により市街化圧力が低下することを踏まえ、都市的、農業的、自然的土地利用の調和を図る必要がある。

自然環境は、生物多様性の保全や人と自然とのふれあいの空間等として大きな機能を有しており、特に都市的土地利用が拡大した首都圏においては重要な存在であるが、その減少が懸念されており、生態系のまとまりを考慮した生態系ネットワークの形成等を目指すことが求められる。

緑地は、二酸化炭素の吸収や大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和等の機能を有し、地球環境問題への対応や国土保全、都市環境の改善等に大きな役割を果たしている。しかしながら、首都圏における緑地は市街化の進行等により減少、分断がみられる。

また、首都圏では、急速な都市化の進展に伴う水需要の増加や雨水の不浸透域の拡大等により、河川流量の減少や流域における保水、遊水機能の低下等、水循環が悪化する傾向が強まっている。このため、健全な水循環の確保に向けた取組として、流域及び関連する水利用域や氾濫原を一体とした流域圏において、水需要の抑制、都市内での雨水利用等の水資源の有効利用等を推進し、水環境の保全・回復のための取組として、多自然型の水辺空間整備等を推進する。

さらに、都市再生プロジェクト（第三次決定）として「大都市圏における都市環境インフラの再生」が決定され（平成13年12月）、自然環境を保全・再生・創出することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、自然とのふれあいの場の拡大等を図ることとしている。これを具体的に推進するために、関係各省庁及び地方公共団体等の多様な主体が連携して、「まとまりのある自然環境の保全」、「緑の創出」、「水循環系の再生」に取り組んでいる。

(2) 環境負荷の低減

活発な社会経済活動を展開している首都圏は、エネルギーの大消費地であることから、他地域以上に都市排熱の減少と省エネルギー等の環境負荷の低減に取り組む必要がある。

環境全般への負荷が少ない交通体系を形成するため、運輸部門における二酸化炭素の排出を抑制するとともに、交通基盤施設等の整備にあたって、自然環境の保全、大気汚染、生活環境の改善を図る。

資源循環・リサイクルについては、首都圏における廃棄物のリサイクル率は着実に上昇しているが、引き続き、事業者、消費者、地方公共団体及び国の各主体が連携して、廃棄物等の発生を抑制するとともに、適正な循環的利用の推進及び適正な処分により最終処分量を削減し、適正な処理を行う循環型社会を構築する必要がある。

（主要事業）

平成15年度においては「環境と共生する首都圏の実現」を目指す観点から、下記の主要事業を推進する。

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、国営常陸海浜公園（茨城県）、横浜動物の森公園（神奈川県）、千葉市総合スポーツ公園（千葉県）、熊谷スポーツ文化公園（埼玉県）等の都市公園の整備を行う。

河川・湖沼における水環境改善や、良好な河川環境の保全・復元を図るため、荒川上流（埼玉県）、手賀沼（千葉県）における河川環境整備事業等を推進する。

「大都市圏における都市環境インフラの再生」のため、関係各省庁、地方公共団体、NPO等との連携により、首都圏の自然環境のビジョンづくりを推進する。

また、河岸の再自然化、河畔林の整備、水質の改善等により、環境の再生を重点的に推進し「河川の再生」を図るため、日本橋川（東京都）における河川環境整備事業、渋谷川・古川（東京都）における広域基幹河川改修事業等を推進する。

公共建築物等において、環境負荷の少ない施設整備を推進する。

廃棄物のリサイクルを推進し、資源の有効利用を図るため、平塚市（神奈川県）におけるごみ処理施設等の完成を図る。

4 安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成

（主要課題）

震災等の大規模災害に対する防災性の向上及び長時間通勤等の大都市問題の解決により、安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成を図る。

(1)安全、安心の確保

東京都区部を中心に高密な市街地が都県境を越えて広範囲に連担している首都圏においては、大地震の発生により、多数の人命、財産の損失を招く危険が大きい。また、近年交通、情報通信体系、ライフライン等への依存が高まっており、これらに関する施設が被害を受けた場合、様々な都市機能の集積や全国的交通体系の集中のため、被災による影響が全国及び国際社会に大きく及ぶことが予想される。このため、関係機関の連携の下、地域構造の改編、広域的な防災体制の確立、基盤施設の耐震性向上とリダンダンシーの確保、都市の防災構造化、市民活動との連携に努める必要がある。

また、特に東京の山手線沿線から環状第7号線にかけて老朽木造住宅密集市街地が存在しており、これら都市構造上脆弱な地域の改善に取り組む必要がある。こうした地域の解消にあたっては、周辺を含めた一体的なまちづくりと合わせて、地域の特性に応じた様々な取組を推進する。

治山治水については、利根川、荒川等の大河川の氾濫区域や埋立地などの低平地に、人口・資産・中枢管理機能が集中しているため、水害や土砂災害の被害が深刻化する傾向にある。このため、洪水ハザードマップの公表等、ソフト面での対策と同時に、流域及び関連する水利用地域や氾濫原を一体とした流域圏において治山治水事業等を計画的に推進する。

(2) 良好な市街地や住宅・住環境整備等による魅力ある居住環境の整備

人口の減少に伴う市街化圧力の低下と、世帯数の増加が鈍化することを踏まえ、市街地整備の重点を新規開発から既存の市街地の再編整備に移すとともに、新規宅地を必要としない低未利用地の活用、老朽マンションの建替え等に対応しつつ、積極的に再開発を推進する。

また、首都圏に居住する人々が生活様式やライフステージに応じて居住環境を幅広く選択できるよう、住宅周囲の自然環境や交通利便性等を含めて、暮らしやすい居住環境の選択肢を用意するとともに、良好な住宅ストックの形成とその適切な管理、活用等を図る必要がある。

都市における豊かな生活を実現するため、良好な都市景観の創出が大きな課題となっていることから、ゆとりある都市空間を創出する公園、水辺空間、道路等や都市景観に配慮した施設の整備、電線類の地中化等を進め、調和ある都市景観の形成を図る。

教育・文化施設の整備については、ゆとりと個性を尊重し、安全・安心でうるおいのある教育環境に資する学校施設の整備、芸術・文化活動や施設の運営を支える人材の育成等ソフト面を重視した文化施設等の整備を推進する。

人口の高齢化、疾病構造の変化等の多様な医療需要に対応しつつ、地域住民の多様な要求に対するサービスの向上を図るため、住民の健康増進、疾病予防等を含む総合的な保健・医療施設の整備、高齢者のための福祉サービスの強化や高齢者介護サービスの充実等、保健・医療・福祉施設の整備を図る。

農山漁村地域においては、個々の地域が置かれた諸条件を踏まえ、多様な産業活動による経済的な活力向上等を通じて、快適かつ総合的な居住環境を整備する。また、農山漁村地域が保持する豊かな自然環境の維持・回復を推進するとともに、自然景観、伝統文化等の地域資源等を活用して地域活性化を図る。

(主要事業)

平成15年度においては「安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成」を目指す観点から、下記の主要事業を推進する。

大震災時の避難地、避難路等の確保のため、等々力緑地（神奈川県）等の防災公園の整備を推進する。

大規模地震対策として、千葉港、常陸那珂港において耐震強化岸壁の整備を推

進する。

災害時における通信ネットワークの安全性、信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設の整備及び電線類の地中化を推進する。

防災性の向上、居住環境の整備、良質な住宅の供給等を推進するため、東池袋4・5丁目地区（豊島区）等における密集市街地整備促進事業を推進する。

洪水等による災害の防止・復旧、津波・高潮・波浪等による災害及び海岸侵食の防止、豪雨・火山等による土砂災害等の防止を図るため、新たに磯崎漁港海岸（茨城県）における侵食対策事業、神戸町地区（神奈川県）における急傾斜地崩壊対策事業等に着手するとともに、鴻沼川（埼玉県）における河川激甚災害対策特別緊急事業等の完了を図る。

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を野呂川地区（山梨県）等において推進する。

防災上の観点から、都市防災総合推進事業、橋梁等の道路構造物や鉄道構造物の耐震性の向上、災害に強いライフライン共同収容施設の整備、耐震強化岸壁の整備、ダム等の整備、水道及び下水道事業の耐震性向上等を推進する。

豊かな水辺環境や大規模敷地をいかしながら、居住、業務、生活支援施設等の諸機能がバランスよく配置された職住近接のまちの形成を図るため、晴海三丁目西地区（中央区）における市街地再開発事業に新たに着手する。

自然環境と調和した良好な居住環境と、教育、文化、業務、商業の機能を備えた活力ある新市街地の形成を図るため、多摩ニュータウン（八王子市他）における新住宅市街地開発事業を推進する。

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、山梨県立博物館（仮称）（山梨県）の整備を推進する。

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、横浜市立港湾病院（神奈川県）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、みのりの里介護老人保健施設旭が丘（山梨県）等、介護老人保健施設の整備を推進する。また、社会福祉の向上を図るため、東部療育センター（仮称）（東京都）等、社会福祉施設の整備を推進する。

5 将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

(主要課題)

社会が成熟し、高齢化が進行する時代を迎える中、首都圏においては、様々なニーズに対応した社会資本整備を官民一体となって推進し、分散型ネットワーク構造の実現を図る。

(1) 社会資本整備の進め方の新たな展開

社会資本は将来の世代に引き継ぐ共有の資産であり、首都圏においては、我が国の中核としてふさわしい魅力や美しさを50年、100年といった長期的視点に立って築き、蓄積していくという考え方の下、公的主体により整備される施設のみならず、民間によって整備される住宅、交通基盤施設、情報通信基盤施設、社会福祉施設等の施設を含め、官民一体となった整備を推進する。

また、社会資本が早期に整備された首都圏では、機能の陳腐化、老朽化が全国に先駆けて進むと見込まれるため、既存ストックの適切な管理等による施設の有効利用、既存施設の多目的利用や弾力的運用、地域間での相互利用可能な施設整備等、様々な社会サービスをできる限り低廉なコストで効率的に供給・運営する必要がある。また、施設の特長、必要性に応じて、国、地方公共団体が適切な役割を果たし整備を推進する一方、民間の資金やノウハウを活用し効果的かつ効率的な整備を推進するため、PFIや受益者負担等の手法の活用を図る。

(2) 広域的基盤施設の整備

交通体系は各地域や都市間の機能連携を強化し、分散型ネットワーク構造を支え、様々な活動や生活環境といった面でも重要な役割を果たすことから、国際的な人の移動の利便性の向上と物流の効率化に資する交通体系の整備を始め、全国との広域的な連携及び首都圏の各地域の機能連携を強化する交通体系を整備する。また、都市内の円滑な移動を支える交通体系として、バリアフリー化を積極的に進めるとともに中心市街地のにぎわい形成や美しいまちなみ形成に配慮しつつ整備を進める。

情報通信体系は、21世紀における首都圏の個人・組織の多様な活動・交流と選択の自由度の向上や、分散型ネットワーク構造の実現を図る上で極めて重要である。首都圏においては、経済活動の活発化やテレワーク等による就業形態の多様

化に対応するために、情報通信体系の整備を民間主導で推進する。

水供給体系については、利水安全度を確保し、渇水対策に向けた施策を展開する。また、水の安定した供給を図るために、水需要の抑制や再生水の利用等を推進するとともに、広域的な水供給システムを整備する。

増大するエネルギー需要に対応するために、電源立地等必要なエネルギー供給体系の整備を行う。

都市・生活環境の向上と公共用水域の水質汚濁防止に資するための下水処理体系の整備を行う。

廃棄物処理体系については、近年、首都圏における廃棄物排出量は横ばいで推移しているが、依然として廃棄物最終処分場は切迫しているため、廃棄物等の発生抑制等により最終処分量を可能な限り削減する取組を推進するとともに、廃棄物処理施設の整備を推進する。

(3)沿岸域の利用

東京湾沿岸域は、工業、漁業、陸上・海上交通、生活、海洋性レクリエーション等の場として利用され、首都圏における経済活動や国際交流の進展、市民生活の向上に寄与してきた貴重な空間である。また、その自然環境により、首都圏の気候緩和、水循環に寄与してきたほか、沿岸域の多様な利用の展開を可能としてきた。東京湾沿岸域の利用については、既に集積している製造業とともに、新たに集積が見られるサービス業や住宅の立地に対する魅力を引き出し、活気あふれるエリアとして整備していく。

海域の自然環境を保全・創出するため、汚濁負荷の低減、海域浄化を推進する。また、人々がその魅力を楽しむことができる、緑のネットワークの形成、海洋レクリエーションの場の確保等を推進する。

地域活力の創出については、産業や港湾物流といった既存機能の高度化により国際競争力を高めるとともに、臨海性の立地をいかした基幹的産業、研究機関、企業等の連携を強化し、新技術や新産業の創造を図る。さらに、背後地及び物流施設との円滑な物流交通を確保し、物流体系の強化を図る。

安全でゆとりある生活を創出するために、臨海部の特性をいかしつつ、業務、居住、商業、アミューズメント等の機能を選択的に取り込むことにより、親水性と開放性に富んだ空間を形成する。

また、沿岸域地方公共団体等の各主体がそれぞれの個性を發揮し、自然環境の保全、地域の活力と安全でゆとりある生活空間の創出を図るとともに、防災拠点等の空間を確保し、様々な機能が複合的に補完しあう都市空間の形成を図る。

なお、東京湾外の沿岸域においては、地域の振興、首都圏における地域構造の再編及び緊急時も想定した東京湾の諸機能の適切な分担に資するため、広域的、総合的な視点に立ってその利用を進める。

(主要事業)

平成15年度においては「将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造」を目指す観点から、下記の主要事業を推進する。

百里飛行場については、民間共用化に係る事業を推進する。

新東京国際空港については、エプロン等の基本施設の整備、第1旅客ターミナルビルの改修を推進するとともに、引き続き2,500mの平行滑走路の早期整備に努める。

東京国際空港の沖合展開については、東旅客ターミナル等の整備を推進するとともに、再拡張については、16年度以降の着工に備えて、早期かつ円滑な事業実施が行えるよう、ボーリング調査、環境調査等必要な現地調査を実施する。

東京港南部地区大井ふ頭地区、横浜港本牧ふ頭地区において国際海上コンテナターミナルの完成を図る。

首都圏と全国の交流、分散型ネットワーク構造による首都圏の広域連携拠点都市間の連携・交流を緊密にするため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の道路網の整備を推進する。また、市街地における道路交通の円滑化を図るため、街路、鉄道との連続立体交差化の推進を図る。

都市再生プロジェクト(第二次決定)に位置付けられた「大都市圏における環状道路体系の整備」を図るため、首都圏中央連絡自動車道(一般国道468号)、東京外かく環状道路及び首都高速中央環状線の整備を推進し、これらの高規格幹線道路及び都市高速道路の整備により誘導される新たな都市拠点の形成等を通じた都市構造の再編を促す。このうち、首都圏中央連絡自動車道あきる野-日の出間の供用を図る。

首都圏と全国主要都市を結ぶ交通体系の結節点としての機能の強化並びに広域連携拠点都市相互の連携強化に資するとともに、通勤・通学時の混雑緩和、所要

時間の短縮及び輸送の安全確保等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、輸送力の増強等による鉄道の整備を推進する。中央新幹線については、東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を進める。東京圏の鉄道については、みなとみらい21線（横浜 - 元町・中華街）の新線建設の完成を図る。

新交通システムとして、日暮里・舎人線（荒川区、北区及び足立区）、東京臨海新交通臨海線（江東区）に係るインフラストラクチャ部分の整備を推進する。

不安定取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、将来の水需要を見通し、八ツ場ダム（群馬県）等、水資源開発施設の整備を推進する。また、水の安定した供給、安全な水質の確保、渇水対策や災害対策のため、埼玉県水道用水供給事業等を推進する。

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地における浸水の防除等を図るため、多摩川流域下水道事業（東京都）等を推進する。また、首都圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、新たに明野村（山梨県）等における最終処分場の整備に着手する。

東京港、川崎港、日立港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

業務、商業機能の集積や港湾機能の質的転換により、就業・賑わいの場や人々が憩い親しめるウォーターフロント空間の創出と、首都圏の業務機能分担の受け皿としての機能の集積・拡大を図るため、みなとみらい21中央地区（横浜市）における土地区画整理事業を推進する。

II 平成15年度に行おうとする事業

第1 宅地

業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。また、国の行政機関等の移転に関連する土地区画整理事業等を推進する。

1 都市再開発

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新及び都市の防災構造化を図り、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

(1) 市街地再開発事業

泉町1丁目南、大工町1丁目(以上水戸市)、浦和駅東口駅前(さいたま市)、熊谷駅東(熊谷市)、千葉駅西口(千葉市)、有楽町駅前(千代田区)、環状第二号線新橋・虎ノ門(港区)、北新宿(新宿区)、豊洲駅前(江東区)、亀戸・大島・小松川(江東区及び江戸川区)、大崎駅東口第3(品川区)、東池袋四丁目(豊島区)、白鬚西(荒川区)、北仲通南、戸塚駅西口第1(以上横浜市)、川崎駅西口(川崎市)等の地区を推進するとともに、荒川沖駅西口第1-A(土浦市)、下館市中央(下館市)における事業の完成を図る。

(2) 土地区画整理事業

水戸駅南口(水戸市)、石岡駅東(石岡市)、栃木駅前(栃木市)、高崎駅周辺西口(高崎市)、太田駅周辺(太田市)、さいたま新都心、北部拠点宮原(以上さいたま市)、新郷東部第2(川口市)、南西部第一期(鶴ヶ島市)、蘇我臨海、千葉中央港(以上千葉市)、秋葉原駅付近(千代田区及び台東区)、汐留(港区)、品川駅東口(港区及び品川区)、豊洲、有明北、新砂(以上江東区)、花畑北部、六町(以上足立区)、一之江駅西部、瑞江駅南部、瑞江駅

西部（以上江戸川区）、上野第二（八王子市）、立川駅北口駅前、立川駅南口（以上立川市）、みなとみらい21中央、新横浜長島（以上横浜市）、登戸（川崎市）、北部第二（藤沢市）、渋谷南部（大和市）、甲府駅周辺（甲府市）等の地区における事業を推進する。

また、国の研究・研修機関の移転等が進められている立川基地跡地関連（立川市）等の地区における事業を推進する。

2 新市街地の整備

市街地周辺部において計画的な市街化を図ることにより、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を進めるとともに、多様なニーズに対応した良好な居住環境を備えた住宅地を計画的に供給するため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

(1) 新住宅市街地開発事業等

十萬原（水戸市及び茨城県東茨城郡常北町）、板倉（群馬県邑楽郡板倉町）、千葉北部（船橋市、印西市、白井市、千葉県印旛郡印旛村及び同郡本埜村）、多摩ニュータウン（八王子市、町田市、多摩市及び稲城市）等の地区における事業を推進する。また、幕張新都心（千葉市）、京葉港（市川市、船橋市及び習志野市）、浦安第二期（浦安市）等の地区における宅地の整備を推進する。

(2) 土地区画整理事業

牛久北部（牛久市）、葛城、島名・福田坪、萱丸、上河原崎・中西（以上つくば市）、伊奈・谷和原丘陵部（茨城県筑波郡伊奈町及び同郡谷和原村）、宇都宮テクノポリスセンター（宇都宮市）、佐野新都市（佐野市）、浦和東部第二（さいたま市）、岩槻南部新和西（岩槻市）、越谷レイクタウン（越谷市）、三郷中央（三郷市）、伊奈（埼玉県北足立郡伊奈町）、金田東、金田西（以上木更津市）、柏北部中央、柏北部東（以上柏市）、新市街地、運動公園周辺（以上流山市）、浦安東（浦安市）、南八王子（八王子市）、横浜北部新都市中央（横浜市）等の地区における事業を推進する。

3 工業用地

近郊整備地帯及び都市開発区域の秩序ある発展を図るため、環境の保全及び災害の防除に配慮しつつ、宇都宮テクノポリスセンター（栃木県）、鞍掛第三（群

馬県)、羽生下川崎(埼玉県)、袖ヶ浦椎の森(千葉県)等の工業団地の造成事業を推進する。

4 筑波研究学園都市の整備

筑波研究学園都市を科学技術創造立国に向けた世界的な科学技術中枢拠点都市として、また新たなライフスタイルを実現するモデル都市として育成するため、次の諸施策を推進する。

- (1) 研究学園地区において、試験研究・教育機関の施設水準の維持・向上のための施設整備及び修繕事業を行う。
- (2) 周辺開発地区において、つくばエクスプレス(常磐新線)の整備に伴う沿線地域の整備を推進する。
- (3) 筑波研究学園都市に関する都市情報及び官民の試験研究機関に関する情報の提供等を行うため、つくばインフォメーションセンターの適切な管理・運営の確保を図る。

第2 道路

首都圏と全国との交流、分散型ネットワーク構造による首都圏の広域連携拠点都市間の連携・交流を緊密にするため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の道路網の整備等を進めるほか、市街地における道路交通の円滑化を図り、良好な市街地の形成に資するため、街路の整備及び鉄道との連続立体交差化等を推進する。また、地域社会の基礎的な生活基盤としての道路網の整備等を進める。

これらの道路網の整備等は、道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ推進する。

1 高規格幹線道路

(1) 高速自動車国道

東関東自動車道館山線木更津南JCT(千葉県木更津市) - 君津IC(同県君津市)、中部横断自動車道若草櫛形IC(山梨県南アルプス市) - 白根IC(同県同市)間の供用及び関越自動車道上越線碓氷軽井沢IC(群馬県碓氷郡松井田

町) - 群馬・長野県境(同県甘楽郡下仁田町)間の4車線化を図るとともに、次の路線の整備を推進する。

東関東自動車道館山線

君津IC(千葉県君津市) - 富津竹岡IC(同県富津市)

東関東自動車道水戸線

三郷IC(埼玉県三郷市) - 高谷JCT(千葉県市川市)(東京外かく環状道路の一部)

銚田IC(茨城県鹿島郡銚田町) - 茨城JCT(同県東茨城郡茨城町)

北関東自動車道

伊勢崎IC(群馬県伊勢崎市) - 岩舟JCT(栃木県下都賀郡岩舟町)

宇都宮上三川IC(栃木県宇都宮市及び同県河内郡上三川町) - 友部IC(茨城県西茨城郡友部町)

第二東海自動車道

海老名南JCT(神奈川県海老名市) - 秦野IC(同県秦野市)

中部横断自動車道

静岡・山梨県境(山梨県南巨摩郡富沢町) - 若草櫛形IC(同県南アルプス市)

(2) 一般国道の自動車専用道路

首都圏中央連絡自動車道(一般国道468号)についてあきる野 - 日の出間の供用を図るとともに、金沢 - 戸塚、栄 - 藤沢、茅ヶ崎 - あきる野、鶴ヶ島 - つくば、牛久 - 横芝及び東金 - 木更津間の整備を推進する。

また、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として、一般国道127号 富津館山道路(東関東自動車道館山線に並行)の鋸南町 - 富浦町間の供用を図る。

2 地域高規格道路

(1) 首都高速道路

次の路線の整備を推進する。

大宮線	さいたま市緑区大字三浦 - 同市中央区円阿弥
晴海線	中央区晴海 - 江東区有明
中央環状新宿線	目黒区青葉台 - 板橋区熊野町

川崎縦貫線	川崎市川崎区富士見 - 同市同区殿町
横浜環状北線	横浜市都筑区川向町 - 同市鶴見区生麦

(2) その他の道路

西関東連絡道路の一部（山梨県東山梨郡春日居町 - 同県甲府市）、新山梨環状道路の一部（山梨県南アルプス市）の供用を図るとともに、次の路線の整備を推進する。

高速1号線（2期）	台東区 - 足立区
高速中央環状品川線	品川区 - 目黒区
東埼玉道路	埼玉県八潮市 - 同県吉川市
新大宮上尾道路	埼玉県さいたま市 - 同県桶川市
百里飛行場連絡道路	茨城県新治郡千代田町 - 同県石岡市
茨城西部・宇都宮広域連絡道路	茨城県猿島郡五霞町 - 栃木県宇都宮市
常総・宇都宮東部連絡道路	栃木県真岡市
上信自動車道	群馬県吾妻郡吾妻町 - 同県同郡長野原町
熊谷渋川連絡道路	埼玉県鴻巣市 - 群馬県前橋市、 同県前橋市 - 同県渋川市
西関東連絡道路	埼玉県大里郡寄居町 - 同県秩父市、 山梨県山梨市 - 同県東山梨郡春日居町
銚子連絡道路	千葉県匝瑳郡光町 - 同県山武郡松尾町
茂原・一宮・大原道路	千葉県長生郡長南町 - 同県茂原市
千葉中環状道路	千葉県千葉市美浜区 - 同県同市稲毛区
横浜環状2号線	神奈川県横浜市磯子区
厚木秦野道路	神奈川県伊勢原市、同県厚木市
新山梨環状道路	山梨県中巨摩郡玉穂町 - 同県同郡田富町
保土ヶ谷バイパス	神奈川県横浜市保土ヶ谷区 - 東京都町田市
横浜横須賀道路	神奈川県横須賀市 - 同県横浜市金沢区

3 一般国道

(1) 一次改築

次の路線の整備を推進する。

- 122号 埼玉県蓮田市 - 同県岩槻市（蓮田岩槻バイパス）
- 354号 茨城県行方郡北浦町 - 同県鹿島郡大洋村（北浦バイパス）
- 411号 山梨県塩山市（上萩原2期バイパス） 等

(2) 二次改築

次の路線の整備を推進する。

- 17号 埼玉県さいたま市中央区（与野大宮道路）
- 51号 千葉県千葉市若葉区 - 同県四街道市（北千葉拡幅）
- 122号 埼玉県北埼玉郡騎西町 - 同県南埼玉郡白岡町（騎西菖蒲バイパス）、
群馬県太田市（東今泉道路）
- 125号 茨城県つくば市 - 同県下妻市（つくばバイパス）
- 134号 神奈川県茅ヶ崎市（茅ヶ崎拡幅）
- 400号 栃木県大田原市 - 同県那須郡西那須野町
（大田原西那須野バイパス）
- 409号 千葉県富里市 - 同県成田市（富里拡幅）
- 411号 東京都あきる野市（瀬戸岡菅生拡幅）、
山梨県甲府市（城東バイパス） 等

(3) 新設

次の路線の整備を推進する。

- 298号 東京外かく環状道路
- 357号 東京湾岸道路 等

4 主要地方道

次の路線の整備を推進する。

- 東京都 八王子あきる野線、町田調布線 等
- 埼玉県 熊谷小川秩父線、花園本庄線 等
- 千葉県 美浦栄線、袖ヶ浦中島木更津線、千葉大網線（千葉市） 等
- 神奈川県 横浜伊勢原線、藤沢座間厚木線、原宿六浦線（横浜市）、
東京大師横浜線（川崎市） 等
- 茨城県 野田牛久線、美浦栄線 等
- 栃木県 宇都宮茂木線、宇都宮烏山線 等

群馬県 高崎渋川線、沼田大間々線 等
山梨県 富士川身延線、河口湖上九一色線 等

5 街路

次の路線の整備を推進する。

東京都 環状第8号線（練馬区、板橋区）、
調布保谷線（調布市、三鷹市、武蔵野市、西東京市） 等
埼玉県 田島大牧線（さいたま市）、加納線（桶川市）、
草加三郷線（三郷市） 等
千葉県 東寺山町山王町線（千葉市）、十余二船戸線（柏市）、
中野畑沢線（木更津市） 等
神奈川県 中山北山田線（横浜市）、丸子中山茅ヶ崎線（川崎市）、
下今泉門沢橋線（海老名市）、久里浜田浦線（横須賀市） 等
茨城県 守谷伊奈谷和原線（守谷市）、学園中央通り線（つくば市） 等
栃木県 宇都宮水戸線（宇都宮市）、産業通り（宇都宮市） 等
群馬県 西富岡内匠線（富岡市）、本町線（桐生市） 等
山梨県 塩部町開国橋線（甲府市）、
田富町敷島線（中巨摩郡竜王町 - 同郡敷島町） 等

また、連続立体交差事業として、東日本旅客鉄道両毛線・東武鉄道日光線（栃木市）、東武鉄道伊勢崎線・同桐生線・同小泉線（太田市）、京成電鉄本線（船橋市）、東武鉄道野田線・新京成電鉄新京成線（鎌ヶ谷市）、京浜急行電鉄本線・同空港線（大田区）、東日本旅客鉄道中央線（三鷹市、武蔵野市、小金井市、国分寺市、国立市及び立川市）、小田急電鉄小田原線（世田谷区）、東日本旅客鉄道南武線（稲城市）、京王電鉄京王線・同相模原線（調布市）、京浜急行電鉄大師線（川崎市）、相模鉄道本線（横浜市）の整備を推進する。

6 新交通システム

新交通システムとして、日暮里・舎人線（荒川区、北区及び足立区）、東京臨海新交通臨海線（江東区）に係るインフラストラクチャ部分の整備を推進する。

7 大規模自転車道

飯岡九十九里自転車道、和田白浜館山自転車道、我孫子流山自転車道（以上千葉県）、相模川自転車道（神奈川県）、潮来土浦自転車道（茨城県）及び玉村渋川自転車道（群馬県）の整備を推進する。

8 道路事業調査

東関東自動車道水戸線、第二東海自動車道、中部横断自動車道、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路の事業区間以外の区間をはじめ、東京湾口道路並びに第二東京湾岸道路を含む東京湾環状道路、核都市広域幹線道路等の調査を推進する。

第3 鉄道

首都圏と全国主要都市を結ぶ交通体系の結節点としての機能の強化並びに業務核都市相互の連携強化に資するとともに、通勤・通学時の混雑緩和、所要時間の短縮及び輸送の安全確保等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次のとおり輸送力の増強等による鉄道の整備を推進する。

1 新幹線鉄道

中央新幹線について東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を進める。

2 東京圏の鉄道

東京圏については、みなとみらい21線（横浜 - 元町・中華街）の新線建設の完成を図る。

さらに、主要な事業として、次の鉄道の整備を推進する。

横浜市	4号線（日吉 - 中山）	新線建設
帝都高速度交通営団	13号線（池袋 - 渋谷）	新線建設

日本鉄道建設公団による建設路線

（民鉄線制度による建設路線）

東武鉄道	東上線（森林公園 - 小川町（新信号所））	複線化
------	-----------------------	-----

小田急電鉄	小田原線（東北沢 - 喜多見）	複々線化
東京モノレール	羽田線（羽田空港 - 新東ターミナル）	新線建設
（運輸施設整備事業団の無利子貸付制度による建設路線）		
首都圏新都市鉄道	つくばエクスプレス（常磐新線）	
	（秋葉原 - つくば）	新線建設

第4 飛行場

国際化の進展、生活水準の向上、高速性志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

新東京国際空港については、エプロン等の基本施設の整備、第1旅客ターミナルビルの改修を推進するとともに、引き続き2,500mの平行滑走路の早期整備に努める。

東京国際空港の沖合展開については、東旅客ターミナル等の整備を推進する。

八丈島空港については、滑走路延長のための用地造成、照明施設等の整備を推進する。

百里飛行場については、民間共用化に係る事業を推進する。

東京国際空港の再拡張については、16年度以降の着工に備えて、早期かつ円滑な事業実施が行えるよう、ボーリング調査、環境調査等必要な現地調査を実施する。

首都圏第3空港については、長期的な視点に立って引き続き調査検討を推進する。

第5 港湾等

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾等の整備を推進する。

1 東京湾の重要港湾等

(1) 水域・外郭施設等の整備

東京港第一航路、横浜港鶴見航路等の完成を図る。

また、海上交通の安全を確保するため、東京湾口航路の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

東京港南部地区大井ふ頭、横浜港本牧ふ頭地区において国際海上コンテナターミナルの完成を図る。

東京港中部地区青海ふ頭において多目的国際ターミナルの完成を図るとともに、木更津港木更津南部地区において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

また、大規模地震発生直後の緊急物資輸送等を確保するため、千葉港において耐震強化岸壁の整備を推進する。

(3) 臨港交通施設の整備

横浜港本牧ふ頭地区～大黒ふ頭地区において臨港道路の供用を図るとともに、東京港中央防波堤地区～若洲地区、横浜港山内地区～瑞穂ふ頭地区等において整備を推進する。

(4) 港湾環境の整備

東京港、横浜港、川崎港、千葉港、木更津港において緑地の整備を推進する。

東京港、川崎港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

東京湾においてごみ及び油の回収を海洋環境整備事業により推進するとともに、東京港において汚泥浚渫により公害防止対策事業を推進する。

2 東京湾外の重要港湾

(1) 水域・外郭施設の整備

常陸那珂港外港地区、日立港本港地区、大洗港水産ふ頭地区等において防波堤等の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

鹿島港外港地区において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

鹿島港北公共ふ頭地区において複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を推進する。

また、大規模地震発生時直後の緊急物資輸送等を確保するため、常陸那珂港において耐震強化岸壁の整備を推進する。

(3) 臨港交通施設の整備

鹿島港、常陸那珂港において臨港道路の整備を推進する。

(4) 港湾環境の整備

日立港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

3 地方港湾

湘南港、利島港、名洗港等の整備を推進する。

第6 通信施設

地域の発展による社会経済活動の広域化、複雑化及び高度化に伴う情報通信ネットワークへの需要の増大に対処するとともに、信頼性の向上を図るため、次のとおり通信施設の整備を推進する。

1 郵便

郵便需要の多様化等に対処するため、局舎等の整備を推進する。

2 電気通信

通信サービスの拡充及び多様化を図るため、アクセス網の光化の促進や局内通信装置の設置等、必要な施設の整備を推進する。

第7 公園、緑地等

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、都市公園の整備を推進する。

1 既成市街地及び近郊整備地帯

国営武蔵丘陵森林公園、権現堂公園（以上埼玉県）、柏の葉公園、千葉市総合スポーツ公園（以上千葉県）、国営昭和記念公園、篠崎公園、野山北・六道山公園（以上東京都）、等々力緑地、横浜動物の森公園、小田原西部丘陵公園（以上神奈川県）等の整備を推進する。

2 都市開発区域

観音山ファミリーパーク（群馬県）の供用を開始するとともに、国営常陸海浜公園、偕楽園公園（以上茨城県）、県西大規模公園（栃木県）、熊谷スポーツ文化公園（埼玉県）等の整備を推進する。

第8 水道及び工業用水道

1 水道

水の安定した供給、安全な水質の確保、湯水対策や災害対策のため、広域的な水資源対策や老朽化施設の更新等を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、次の水道施設の整備を推進する。

埼玉県水道用水供給事業（埼玉県）、印旛広域水道用水供給事業（千葉県）、神奈川県相模川水系建設事業（神奈川県）、県南広域水道用水供給事業（茨城県）、栃木県北那須水道用水供給事業（栃木県）、峡東地域広域水道用水供給事業（山梨県）等の水道用水供給事業を推進する。

また、東京都水道事業（東京都）、さいたま市水道事業（埼玉県）、千葉県水道事業（千葉県）、横浜市水道事業（神奈川県）等の水道事業を推進する。

2 工業用水道

地盤沈下防止のための地下水利用からの転換、工場の計画的な分散立地等を図ることによる工業用水の需要増等今後の水需要の動向を踏まえつつ、県央広域（茨城県）、東毛（群馬県）等の工業用水事業を推進する。

第9 下水道及び廃棄物処理施設

1 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地における浸水の防除等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の下水道の整備を推進する。

(1) 流域下水道

多摩川、荒川右岸東京（以上東京都）、荒川左岸、荒川右岸、中川、古利根川、市野川（以上埼玉県）、印旛沼、手賀沼、江戸川左岸（以上千葉県）、相模川、酒匂川（以上神奈川県）、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部（以上茨城県）、鬼怒川上流、巴波川、北那須、渡良瀬川下流、渡良瀬川上流（以上栃木県）、利根川上流、利根川左岸、利根渡良瀬、利根川佐波（以上群馬県）、釜無川（山梨県）等の事業を推進する。

(2) 公共下水道

東京都区部（東京都）、さいたま市（埼玉県）、千葉市（千葉県）、横浜市（神奈川県）、取手市（茨城県）、足利市（栃木県）、高崎市（群馬県）等の事業を推進する。

(3) 特定環境保全公共下水道

千葉市（千葉県）等の事業を推進する。

(4) 都市下水路

大谷川（埼玉県）、貝塚（千葉県）、水海道市江連（茨城県）等の事業を推進する。

2 廃棄物処理施設

首都圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、環境の保全、安全性等に配慮しつつ、次の処理施設の整備を推進する。また、広域処理の計画に係る調査を実施する。

(1) し尿処理施設

新たに、羽生市（埼玉県）等における事業に着手するとともに、小山市（栃木県）等における施設の完成を図り、石岡市（茨城県）等における事業を推進する。

(2) ごみ処理施設

平塚市（神奈川県）、足利市（栃木県）、太田市（群馬県）等における施設の完成を図るとともに、東京都区部（品川区等）（東京都）、柏市（千葉県）等における事業を推進する。

また、最終処分場については、新たに、あきる野市（東京都）、明野村（山梨県）等における事業に着手し、沼南町（千葉県）等における施設の完成を図

るとともに、横須賀市（神奈川県）、笠間市（茨城県）、宇都宮市（栃木県）等における事業を推進する。

(3) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物については、事業者処理責任を原則とするが、必要に応じて地方公共団体の関与によって処理施設の整備を推進する。

第10 水資源の開発

首都圏の水資源開発に関しては、不安定取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、将来の水需要を見通し、水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダム建設等による渇水対策を推進する。

本年度は、三河沢ダム（利根川）（栃木県）、利根中央（利根川）（埼玉県）の完成を図るとともに、次の水資源開発施設等の建設事業を推進する。

滝沢ダム（荒川）、武蔵水路改築（利根川及び荒川）（以上埼玉県）、印旛沼開発施設緊急改築、北総中央用水、房総導水路（以上利根川）（以上千葉県）、霞ヶ浦導水（那珂川及び利根川）、那珂川沿岸（一期）（那珂川）（以上茨城県）、思川開発、湯西川ダム、東大芦川ダム（以上利根川）（以上栃木県）、戸倉ダム、八ツ場ダム、倉淵ダム、増田川ダム、群馬用水施設緊急改築（以上利根川）（以上群馬県）、深城ダム（相模川）、琴川ダム（富士川）（以上山梨県）等

第11 河川、海岸等

1 河川

健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・再生等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。

(1) 直轄河川

新たに久慈川において水防災対策特定河川事業に着手するとともに、次の事

業等を推進する。

河川改修事業

(一般河川改修事業)(水系) 利根川、荒川、多摩川、相模川、久慈川、
那珂川、富士川

(高規格堤防(スーパー堤防)
整備事業)

(特定構造物改築) 江戸川、小貝川、那珂川

(総合治水対策特定河川事業) 中川・綾瀬川、新河岸川、鶴見川

(水防災対策特定河川) 富士川

流水保全水路整備事業 江戸川

河川環境整備事業 利根川、荒川、霞ヶ浦(常陸利根川)、江
戸川、多摩川等

(2) 補助河川

新たに千の川(神奈川県)における広域基幹河川改修事業、高崎川(千葉県)における流域貯留浸透事業等に着手し、鴻沼川(埼玉県)における河川激甚災害対策特別緊急事業等の完了を図るとともに、次の事業等を推進する。

広域基幹河川改修事業 野川、渋谷川・古川(東京都)、芝川(埼玉
県)、海老川(千葉県)、金目川(鈴川)
(神奈川県)、桜川(茨城県)、五行川(栃
木県)、石田川(群馬県)、鎌田川(山梨
県)等

総合治水対策特定河川事業 神田川、残堀川(以上東京都)、中川・綾
瀬川、新河岸川(以上埼玉県)、鶴見川(東
京都及び神奈川県)、境川、目久尻川、引
地川(以上神奈川県)、真間川(千葉県)

河川環境整備事業 渋谷川・古川、日本橋川(以上東京都)、
真間川、手賀沼(以上千葉県)、大岡川(神
奈川県)等

都市基盤河川改修事業 勝田川(千葉県)、阿久和川、今井川(以
上神奈川県)等

調節池整備事業 霞川(東京都)、第二大場川(埼玉県)、

流域貯留浸透事業	江川（栃木県）、石田川（群馬県）等 野川（東京都）、綾瀬川（埼玉県）、海老川（千葉県）、鶴見川（神奈川県）等
低地対策河川事業	江東地区、隅田川、中川・新中川（以上東京都）、旧江戸川（東京都及び千葉県）、東京地区（東京湾）（東京都、千葉県及び神奈川県）、埼玉地区（埼玉県）、葛南地区（千葉県）
特定地域堤防機能高度化事業 （スーパー堤防整備事業）	隅田川（東京都）
床上浸水対策特別緊急事業	鴻沼川、東川（以上埼玉県）、養老川（千葉県）、百村川（栃木県）等
統合河川整備事業	東京地区（東京都）、清水川（埼玉県）、坂川（千葉県）、早淵川（神奈川県）、早戸川（茨城県）、菊沢川（栃木県）、赤城白川（群馬県）、荒川（山梨県）等

2 海岸保全施設等

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を図るため、海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。

(1) 直轄海岸保全施設整備事業

横須賀港海岸における事業を推進する。

(2) 補助事業

新たに磯崎漁港海岸（茨城県）における侵食対策事業等に着手し、藤沢海岸（神奈川県）における高潮対策事業等の完了を図るとともに、次の事業等を推進する。

高潮対策事業	東京港海岸（東京都）、浦安海岸、千葉港海岸（以上千葉県）、川尻港海岸（茨城県）等
侵食対策事業	大洗海岸（茨城県）等
海岸環境整備事業	千葉港海岸（千葉県）、小田原漁港海岸（神奈川県）、鹿島港海岸、河原子港海岸（以上茨城県）等

3 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、次の砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業を推進する。

(1) 砂防事業

直轄事業として、利根川水系及び富士川水系における事業を推進する。

補助事業としては、成沢（茨城県）、早川（群馬県）等における事業の完了を図るとともに、力石沢（東京都）、蒔田川（埼玉県）、白狐川（千葉県）、水無川（神奈川県）、名草川（栃木県）、大山沢川（山梨県）等における事業を推進する。

(2) 地すべり対策等事業

直轄事業として、譲原地区（群馬県）における事業を推進する。

補助事業としては、桜ヶ谷地区（埼玉県）、鹿原地区（千葉県）、湯村地区（山梨県）等における事業を推進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策等事業

補助事業としては、新たに神戸町地区（神奈川県）、若木地区（栃木県）等における事業に着手するとともに、連光寺地区（東京都）、川寺地区（埼玉県）、奈良輪地区（千葉県）、下高津1地区（茨城県）、天水地区（群馬県）等における事業を推進する。

4 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を、下記の地区や流域内で推進する。

直轄事業 鬼怒川地区（栃木県）、野呂川地区（山梨県）

補助事業 久慈川、利根川、荒川、加茂川～養老川、多摩川、相模川及び富士川の流域等

第12 住宅等

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

(1) 市街地再開発事業

新たに晴海三丁目西（中央区）、西新宿六丁目西第6、第7（以上新宿区）等の地区における事業に着手するほか、川口本町4丁目（川口市）、市川駅南口（市川市）、富士見二丁目北部（千代田区）、勝どき六丁目（中央区）、赤坂四丁目薬研坂南（港区）、ヨコハマポートサイドF-1街区、高島二丁目、新杉田駅前（以上横浜市）等の地区における事業を推進するとともに、上大岡B（横浜市）等の地区における事業の完成を図る。

(2) 住宅市街地整備総合支援事業

見和（水戸市）、北部拠点宮原（さいたま市）、川口駅周辺（川口市）、上福岡駅西口（上福岡市）、幕張新都心住宅（千葉市）、芝浦・港南（港区）、東雲、豊洲（以上江東区）、太子堂三丁目周辺（世田谷区）、南千住（荒川区）、西新井駅西口（足立区）、新田（足立区及び北区）、新川（三鷹市）、西国分寺（国分寺市）、ヨコハマポートサイド（横浜市）、川崎駅西口、川崎下平間周辺（以上川崎市）等の地区における事業を推進する。

(3) 密集住宅市街地整備促進事業

京島（墨田区）、西蒲田・蒲田（大田区）、北沢五丁目・大原一丁目（世田谷区）、東池袋4・5丁目（豊島区）、江古田北部（練馬区）、東四つ木（葛飾区）、鶴見（横浜市）等の地区における事業を推進する。

(4) 優良建築物等整備事業等

能見台第二（横浜市）、藤沢（藤沢市）等の地区における優良建築物等整備事業、小石川中央（文京区）等の地区における都心共同住宅供給事業、新山下二丁目（横浜市）等の地区における住宅地区改良事業、百合が丘（水戸市）、春日（宇都宮市）、川原田（栃木市）、広瀬第一、ローズタウン（以上前橋市）、間の島（桐生市）、入間向原（入間市）、千葉ニュータウン（船橋市、印西市、白井市、千葉県印旛郡印旛村及び同郡本埜村）、前原（船橋市）、茂原緑ヶ丘ニュータウン（茂原市）、成田ニュータウン（成田市）、実籾（習志野市）、

南青山一丁目（港区）、桐ヶ丘（北区）、長房、中野町（以上八王子市）、昭島拝島（昭島市）、東京街道（東大和市）、村山（武蔵村山市）、十日市場（横浜市）、上九沢（相模原市）、塩部第二（甲府市）等の地区において住宅の建設・建て替えを推進する。

第13 教育文化施設等

1 学校教育施設

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、神奈川県立保健福祉大学を開学するとともに、群馬県立県民健康科学大学（仮称）、都立新大学（仮称）の開学に向けて準備を進めるほか、東京大学の施設整備を推進する。

2 社会教育施設及び文化活動施設

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、結城市市民情報センター（仮称）（茨城県）の完成を図るとともに、ぐんま昆虫の森（仮称）（群馬県）、埼玉県立武道館、鐘塚図書館（仮称）（以上埼玉県）、県総合スポーツセンター陸上競技場（千葉県）、区部ユース・プラザ（東京都）、川崎駅西口文化ホール（仮称）、神奈川区民文化センター（以上神奈川県）、山梨県立博物館（仮称）（山梨県）等の整備を推進する。

3 職業訓練施設

新規学卒者、離転職者及び在職者に対する職業訓練等を実施する施設として、茨城県立鹿島産業技術専門学院（茨城県）等の整備を推進する。

4 文化財の保存のための施設

文化財及び歴史的環境を保存するため、高野家住宅（埼玉県）の復元整備に着手するとともに、小田城跡（茨城県）、曾谷貝塚（千葉県）等の土地の公有化、金山城跡（群馬県）の土地の公有化と復元整備、埼玉古墳群（埼玉県）等の復元整備、武田氏館跡（山梨県）の土地の公有化と環境整備、相模国分寺跡（神奈川県）の環境整備を推進する。

第14 中央卸売市場

生鮮食料品等の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図るため、新たに横浜市中央卸売市場本場の施設の整備拡充に着手する。

第15 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、横浜市立港湾病院、川崎市北部医療施設（仮称）（以上神奈川県）、千葉県済生会習志野病院（千葉県）、群馬県立がんセンター（群馬県）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、みのりの里介護老人保健施設旭が丘（山梨県）等の介護老人保健施設の整備を推進する。

第16 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、東部療育センター（仮称）（東京都）、第2コートピア広沢（仮称）（群馬県）等、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の各種社会福祉施設の整備を推進する。

第17 駐車場

路上駐車解消による道路交通の円滑化を図るため、上野広小路駐車場（台東区）、八王子八日町駐車場（八王子市）の整備を推進する。

第18 防災

防災性の向上の観点から、次の事業を推進する。

1 宅地・住宅

密集市街地の改善など、都市の防災構造化や良質な住宅の供給及び住環境の整備による住宅市街地の防災性の向上を図るため、白鬚西（荒川区）等の地区における市街地再開発事業、一之江駅西部（江戸川区）等の地区における土地区画整理事業、環状7号線沿線（大田区、中野区、北区及び葛飾区）等の地区における都市防災総合推進事業、新田（足立区及び北区）等の地区における住宅市街地整備総合支援事業、北沢五丁目・大原一丁目（世田谷区）等の地区における密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

2 道路

地震、豪雨及び豪雪等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、緊急輸送道路における橋梁等の道路構造物の耐震補強等を推進するとともに、法面保護工等の防災対策や雪寒道路事業による適時適切な除雪等を実施する。

また、災害に強いまちづくりの観点から、防災拠点の整備等防災性向上のための根幹的道路施設の整備、市街地における計画的な道路整備、情報通信システムの整備等を積極的に図るとともに、災害に強いライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備を各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ積極的に進める。

3 鉄道

大規模地震対策として、既存の鉄道構造物については引き続き耐震補強を促進するとともに、新設構造物に対しては平成10年12月に制定した耐震基準を適用する等、各事業者を指導し耐震性の向上を推進する。

4 港湾

大規模地震対策として、千葉港、常陸那珂港において耐震強化岸壁等の整備を推進する。

また、川崎港において基幹的広域防災拠点の整備を推進するとともに、横浜港において臨海部防災拠点の整備を推進する。

5 通信施設

災害時における通信ネットワークの安全性、信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設の整備及び電線類の地中化を推進する。

6 公園、緑地等

首都圏において災害発生時等の対策活動の核となる現地対策本部機能の確保等のため、国営東京臨海広域防災公園（東京都）の整備を推進する。また、災害時等の避難地、避難路等の確保等のため、等々力緑地（神奈川県）等の防災公園の整備を推進する。

7 水道

災害時における被害の軽減等を図るため、管路等の耐震性の向上等を図る。

8 下水道

都市型浸水被害を軽減するため下水道施設の整備を推進し、災害時における被害の軽減等を図るため、下水道施設の耐震性の向上を図る。また、消火用水等の緊急時の水源として下水処理水を活用するための施設の整備等を推進する。

9 ダム等

洪水調節等を図るための八ツ場ダム等の事業を推進する。

10 河川、海岸等

(1) 河川

地震、洪水等に対する河川管理施設の安全性の向上を図るため、ゼロメートル地帯等の河川堤防の耐震対策等を実施する。また、破堤等による壊滅的被害を回避するため、荒川等における高規格堤防（スーパー堤防）整備、河川防災ステーション等災害時活動拠点の整備、緊急時の物資・資材の輸送が可能となる緊急用河川敷道路及び船着場の整備等を推進する。さらに、浸水想定区域を公表するとともに、洪水氾濫の危険性、洪水時の避難方法等に関して、普段から住民の理解を深めるべく洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。

(2) 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食等を防止するため、東京港海岸等における堤防、護岸、水門施設等の海岸保全施設の整備を推進する。

(3) 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等を防止するため、利根川水系等における砂防設備の整備、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域における対策工等を推進するとともに、土砂災害予警報システムの整備等を推進する。